

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、品質管理の業務に従事していた。

請求人によれば、翌○日、金型交換をするためにレンチでナットを回そうとしたところ、手が滑り作業台に腰を強打し、転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同年○月○日、C整形外科に受診し、その後、同年○月○日、D医院に受診し、「外傷性腰椎椎間板ヘルニア、左下肢不全マヒ」と診断され、複数の医療機関で療養の結果、同年○月○日治癒（症状固定）とされた。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認めたものの、請求人には、平成○年○月○日に発生した通勤災害により、同一系列に属する神経系統の障害として障害等級第12級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、E医師作成の平成○年○月○日付け診断書を根拠に、請求人には神経根損傷に伴う機能障害が認められる旨主張し、監督署長が判断した請求人に残存する障害の程度について不服があるとして、再審査請求に及んだものである。

(2) この点、当審査会において、改めて、F医師作成の診断書、G医師作成の意見書、更に上記E医師作成の診断書を含む一件記録を精査するも、請求人には、画像上せき髄の損傷所見は認められておらず、また、神経因性膀胱などの症状も認められていない。したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示のとおり、引用する障害等級表上の障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(3) 請求人には、既存障害として、腰部に障害等級第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当する神経症状が認められているところ、本件災害による障害と既存障害は、いずれも障害系列表「系列13」の同一系列に属する神経症状に関する障害として評価するものである。

(4) そうすると、当審査会としても、請求人に残存する障害は既存障害を含めて評価しても障害等級第12級にとどまるとするのが妥当であり、その障害の程

度は既存障害より重度であるとは認められないことから、引用する認定基準に示された「加重」には該当しないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する本件災害による負傷に基づく残存障害の程度は障害等級12級を超えるものではなく、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。